

あみプレミアム・アウトレット内観光物産館（仮称）

管理運営等業務委託公募型プロポーザル実施要項

あみプレミアム・アウトレットにて運営を予定している観光物産館（仮称）（以下「観光物産館」という。）において委託する管理運営等業務に関し、次のとおり、公募により一般社団法人あみ観光協会（以下「協会」という。）の会員から企画提案を募集し、その内容を審査して、最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者（以下「受託予定者」という。）とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

また、この実施要項は、当公募型プロポーザル方式に参加しようとする者（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めるものである。

1. 目的

(1)地域振興と観光促進：地域の特産品や文化、観光スポット、会員の店舗などを紹介し、訪問者を増やすことで地域経済を活性化させる。

(2)地域産業の支援：地元の生産者や企業の製品を販売することで、地域産業の発展に貢献する。

(3)情報発信と交流の場の提供：観光情報の提供やイベントの開催を通じて、地域住民や観光客が交流できる場をつくる。

(4)地域ブランドの確立：独自の特産品や伝統文化を発信し、地域のブランドを確立する。

2. 業務の概要

（１）名称

あみプレミアム・アウトレット内観光物産館（仮称）管理運営等業務

（２）委託内容

①協会員のためのアンテナショップとして観光物産館を運営すること

②観光物産館の安定的運営

③野菜や果物など青果物の受託販売

④協会および協会会員の商品の受託販売

⑤開店後1年以内に酒類販売を開始すること

⑥新たな特産品の開発

※上記詳細については、(別紙1) あみプレミアム・アウトレット内観光物産館(仮称) 管理運営等業務仕様書(以下「仕様書」という。)による。

(3) 管理運営を委託する観光物産館の概要

所在地	茨城県稲敷郡阿見町よしわら四丁目1番地1 あみプレミアム・アウトレット 1175区および共用部の一部を含む (現在のあみコミュニケーションセンターおよび拡張地)
構造等	鉄骨造1階建て
総面積	45.93 m ²

(4) 契約期間

契約の締結の日から令和8年9月30日まで

3. 企画提案に係る日程

- | | |
|-----------------|-------------------|
| (1) 募集開始 | 令和7年6月 2日(月) |
| (2) 質問書提出期限 | 令和7年6月20日(金) 午後5時 |
| (3) 参加表明書提出期限 | 令和7年6月20日(金) 午後5時 |
| (4) 企画提案書提出期限 | 令和7年7月 4日(金) 正午 |
| (5) プレゼンテーション審査 | 令和7年7月10日前後 |
| (6) 審査結果通知 | 令和7年7月中旬 電子メールで通知 |
| (7) 契約締結に向けた協議 | 令和7年7月中旬 |

4. 問い合わせ先

一般社団法人あみ観光協会

所在地 〒300-0331 茨城県稲敷郡阿見町阿見 4671-1

対応時間 午前8時30分～午後5時00分(土日、祝日を除く)

電話	0 2 9 - 8 8 6 - 8 7 7 1
F A X	0 2 9 - 8 8 6 - 8 7 7 2
メール	info@amikan.jp
担当者	井手、金城

5. 参加資格

参加者および受託予定者は、以下の項目をすべて満たしている必要がある。

- (ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (イ) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者または民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。(再生手続き開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。)
- (ウ) 国税、都道府県税又は市区町村税を滞納していないこと。
- (エ) 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合には役員(役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与している者を含む。)をいう。以下同じ。)が、阿見町暴力団排除条例(平成 23 年条例第 19 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団員等(以下「暴力団関係者」という。)でない者及び役員等が、暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。また、阿見町建設工事等暴力団排除対策措置要綱に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。
- (オ) 直近過去 3 年間に食品衛生法等関係法令による行政処分等の措置を受けたことがないこと。
- (カ) 令和 7 年度において協会の正会員であること。また受託事業者となったときは正会員の資格を継続できること。
- (キ) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

6. 参加申込

(1) 提出書類

- ①公募型プロポーザル参加表明書（様式第 1 号）
- ②参加資格申出書（添付書類 1）
- ③管理者及び主担当者等経歴書（添付書類 2）

④国税および町税に滞納が無いことの証明（発行日から3か月以内、写し可）

- （2）提出方法 上記提出書類に代表者印を押印し PDF 化し、電子メールに添付し提出。
- （3）提出先 一般社団法人あみ観光協会 （電子メール：info@amikan.jp）
- （4）提出期限 令和7年6月20日（金）午後5時必着
- （5）選考結果 参加資格の有無につき、令和7年6月27日（金）までに、プロポーザル参加資格確認結果通知書（様式第2号）により、電子メールにて通知する。

7. 質疑の受付と回答

参加表明書を提出した者のうち、本実施要項に関して不明な点がある場合には、次により質問書を提出することができる。

- （1）提出方法 質問書（添付様式3）に記入、押印後 PDF 化し、これを添付した電子メールにより提出すること
- （2）提出先 一般社団法人あみ観光協会
電子メール：info@amikan.jp
- （3）提出期限 令和7年6月20日（金）午後5時必着
- （4）回答方法 参加者より質問があった場合、すべての事項を取りまとめの上、回答書を電子メールにて参加表明者全員に送信する。（回答は6月25日を予定）

8. 企画提案書の提出

参加資格を得た参加表明者は、次により企画提案書を提出すること。

- （1）提出方法 直接持参もしくは郵送による
- （2）提出先 一般社団法人あみ観光協会
〒300-0331 茨城県稲敷郡阿見町阿見 4671-1
- （3）提出期限 令和7年7月 4日（金）正午必着
- （4）書式と枚数 書式等は任意とし、A4 サイズ20ページ程度を限度とする。
- （5）作成要領 あみプレミアム・アウトレット内観光物産館（仮称）管理運営等業務委託企画提案書作成要領（別紙2）を参照して作成すること。

(6) 提出部数 10部

7. プレゼンテーションの実施

企画提案書の内容について、次によりプレゼンテーションを実施する。

- (ア) 日時 令和6年7月10日前後予定 詳細は追って連絡する。
- (イ) 場所 一般社団法人あみ観光協会（阿見町阿見 4671-1）
- (ウ) 内容
 - ・提出した企画提案書の内容説明(20分以内)
 - ・質疑応答(10分程度)
- (エ) 出席者 説明者は3名以内。
※ただし、本業務にて予定される管理者及び主担当者を含むこと。
- (オ) 使用機器等 パソコン、プロジェクター、その他を持参し、使用することができる。
※協会では電源及びスクリーン以外の用意はしない。
- (カ) 配布資料 資料については協会が準備する。
- (キ) 失格 欠席または遅刻した者は失格とする。
- (ク) その他 準備にあてることのできる時間は、5分程度とする。

8. 受託予定者の決定及び公表

(1) 決定方法

- ①最も評価が高かった応募者を第1位の受託予定者とする。
- ②応募者が1者の場合、協会の判断によりプレゼンテーションを実施しない場合がある。
- ③審査の結果、ふさわしい応募提案がないときは、該当者なしとする場合がある。
- ④最も高い順位の応募者が委託契約の締結の辞退を申し出た場合や、5の参加資格に掲げる事項を喪失したことにより受託予定者としての決定を取り消された場合には、次順位の応募者を受託予定者とする。
- ⑤選考結果は、提案書等採用通知書（様式第3号）または、提案書等不採用通知書（様式第4号）により、令和7年7月中旬に電子メールにて、参加者全員に通知する。
- ⑥選考結果の内容についての問合せには応じない。また、応募者は選考結果について異議を

申し出ることとはできないものとする。

(2) 受託予定者の公表

受託予定者の公表については、令和7年7月中旬以降に協会ホームページで公開を予定。

9. 辞退

(ア) 参加者の都合により辞退する場合には、辞退届（任意様式）に必要事項を記載し、記名押印の上、持参または郵送すること。

(イ) 辞退をした場合であっても、その後辞退したことによる不利益は一切生じない。

10. 失格等

(ア) 提出書類に虚偽の記載が認められた場合は、応募を無効とする。

(イ) 提出書類が本要項に定める条件に適合しない場合は、失格とする。

(ウ) 契約に至るまでの間、協会が不適格と認める事由が発生した場合は、失格とする。

11. 契約の締結

(ア) 第1位の受託予定者を契約予定者として、契約締結に向けた協議を行う。

(イ) 契約予定者から提示された企画提案内容等を基本として、阿見町契約規則（平成12年規則第1号）に準じた随意契約を行う。

(ウ) 契約締結日は、令和7年7月中旬頃を予定する。

12. 留意事項

(ア) 本町が提示する書類及び資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁ずる。

(イ) 本プロポーザルへの参加費用、その他費用については、すべて参加者の負担とする。

(ウ) 企画提案書等の提出後、これに係る一切の修正等は認めない。ただし、明らかな誤りであって、その修正を協会が認めた場合、または、本プロポーザルの公正な実施に支障の恐れがある場合等で協会からの指示があったものについては、この限りではない。

(エ) 提出書類等は返却しない。

- (オ) 提出書類等に記載された個人情報は、本プロポーザル選考に関する事務においてのみ使用し、それ以外には使用しない。
- (カ) 提出書類等は原則として公開しない。ただし、本プロポーザル選考に係る情報公開請求があった場合には、参加者の承諾を得ずに提出書類等を公開することができる。
- (キ) 選考結果及びその審議の内容に関し、参加者からの照会は一切応じない。